2　あっせん委員

3　あっせん申請の概要

4　留意事項

(1)　紛争調整委員会によるあっせんとは、当委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に入り、当事者間の話合いにより簡易かつ迅速な紛争の解決を促進するものです。

(2)　あっせんは、非公開で行われ、あっせん委員が当事者双方から主張を伺いながら、当事者双方の合意の形成による解決を図るものであり、一方の当事者の意に反した内容への合意を強制されることはありません。

(3)　あっせんの手続への参加は任意であり、手続に参加する意思がない旨が表明された場合には、あっせんの手続を打ち切ることとなります。不参加の場合に、不利益な取扱いがなされるものではありません。

(4)　あっせんに参加するか否かについて、　　年　　月　　日までに当委員会あて通知してください。参加する場合、あっせんの期日等具体的な手続について、追って通知します。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○農林水産省令第十六号

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十号）の施行に伴い、並びに日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）及び日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）の規定に基づき、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　齋藤　健

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令

（日本農林規格等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（日本農林規格調査会への諮問）	（農林物資規格調査会への諮問）
第四条　農林水産大臣は、日本農林規格の案について、広く一般の意見を求める手続を行った上で、日本農林規格調査会の審議に付すものとする。	**第四条**　農林水産大臣は、日本農林規格の案について、広く一般の意見を求める手続を行った上で、農林物資規格調査会の審議に付すものとする。
2　農林水産大臣は、日本農林規格の案について日本農林規格調査会の審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。	2　農林水産大臣は、日本農林規格の案について農林物資規格調査会の審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）

2　あっせん委員

3　あっせん申請の概要

4　留意事項

(1)　紛争調整委員会によるあっせんとは、当委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に入り、当事者間の話合いによる解決を促進するものです。

あっせんの期日等具体的な手続については、追って通知します。

（新設）

(2)　あっせんの手続に参加する意思がない旨が表明された場合には、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないものとして、あっせんの手続を打ち切ることとなりますので、当委員会によるあっせんを望まない場合には、　　年　　月　　日までにその旨を当委員会あて通知してください。

なお、あっせんの手続は、参加が強制されるものではなく、また、不参加の意思が表明された場合にも、不利益な取扱いがなされるものではありません。

（新設）